

新型コロナウイルス感染症患者等に係る 9 月 26 日からの全国一律の全数届出見直しについて

【要旨】

9 月 26 日からの全国一律の全数届出見直しにより、65 歳以上などの重症化リスクの高い方は引き続き発生届を医療機関で作成し、発生届の対象にならない陽性者については HER-SYS での発生届が登録できなくなることから、自ら「いわて陽性者登録センター」に登録することにより MY HER-SYS による健康観察や食料等の支援が受けられるように対応します。

なお、診療・検査医療機関から、陽性になった方に自宅療養などについて説明する用紙を配布し、発生届の対象にならない方へは陽性者登録センターへの登録をご案内します。

1 全数把握の方法の見直し

9 月 26 日以降、65 歳以上などの重症化リスクの高い方はこれまでと同様に HER-SYS での発生届を医療機関で作成しますが、その他の方は HER-SYS での発生届の登録を行わないこととなる。また、陽性者数は以下の(1)及び(2)の合計数を報告することとなります。

- (1) 医療機関
HER-SYS で陽性者の年代別の人数
- (2) 陽性者登録センター
抗原定性検査キットでの自己検査陽性者の年代別の人数

2 全数届出見直し後の陽性者の把握方法

全数届出の見直し後も、届出対象外の方も含めて、陽性者については、引き続き把握に努める。

- (1) 医療機関を受診して陽性になった発生届の対象者
診療検査医療機関で発生届を作成 (HER-SYS 入力)
 - ① 65 歳以上の者
 - ② 入院を要する者
 - ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者
又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
 - ④ 妊婦
 - ⑤ 基礎疾患や症状により医師が健康観察を必要と判断した者
- ※厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から 9 月 12 日の付け事務連絡「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出見直しについて」での発生届の対象者①から④に加え、補足で記載のあった「診断時点で直ちに入院が必要でない場合でも、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性がある」と医師が判断したものも含まれる」の対象を⑤として記載したものを。

- (2) 医療機関を受診して陽性になった発生届の非対象者
自らが陽性者登録センターに登録し、必要に応じて MY HER-SYS での健康管理や宿泊療養、配食等の支援を要請します。
(陽性者登録センターへの登録は医療機関で配布するチラシ等で案内していただきます。)
- (3) 抗原検査キット等を使用し自己検査で陽性になった方
自らが陽性者登録センターに登録し、必要に応じて MY HER-SYS での健康管理や宿泊療養、配食等の支援を要請します。
(陽性者登録センターへの登録は県ホームページで案内します。)

3 疫学調査

原則、発生届の届出対象者に対して実施します。

4 クラスタ発生時の対応

疫学調査の対象者が限定され、保健所が疫学調査からクラスタの発生を把握することが難しくなることから、高齢者施設、医療機関、教育・保育施設などでのクラスタ発生時は、各所管部局から保健所への情報提供を受けて個別に対応します。

5 健康観察、宿泊療養施設、食料などの支援希望者の対応

発生届の対象者及び発生届の非対象者で陽性者登録センターに登録した陽性者について希望する支援を提供します。

なお、宿泊療養施設の利用希望者については、利用希望のあった方の入所の可否を管轄保健所が医療政策室入院等搬送調整担当と調整します。

新型コロナウイルス感染症と診断された方へ

陽性と診断されたみなさまへ、心より御見舞い申し上げます。陽性と診断された方へのご案内です。

PCR検査で検査結果を後日連絡を受ける方にもお渡します。検査結果が陽性だった場合は下記〇に中の発行日についてご自身で必要事項をご記入ください。陰性だった場合はこの用紙は破棄してください。

様 発行日 年 月 日

新型コロナウイルス感染症が陽性と診断されましたので、下記のとおり療養をお願いします。
あなたは発生届の（届出対象・届出対象外）に該当します。
なお、あなたの発症日は 年 月 日となります。

この様式は、再発行いたしません。 診断した医療機関：

届出対象の方

（医師から発生届が出される方）

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり新型コロナ治療薬の投与が必要な方、又は新型コロナの罹患により新たに酸素投与が必要な方
- ④ 妊婦
- ⑤ 基礎疾患や症状により医師が健康観察が必要と判断した方

保健所等からショートメッセージ(SMS)もしくは電話での連絡があります。

症状や基礎疾患の内容などをお伺いします。

療養先を調整・決定します。
※自宅療養の場合、支援物資の希望は電話又はSMS等でご案内します。

届出対象外の方

（医師から発生届が出されない方）

左記の①から⑤に該当しない方

Web又は電話で「いわて陽性者登録センター」に登録をお願いします。
※宿泊療養施設の入所や食料支援、パルスオキシメーターの貸与、健康サポートを受けるためには、「いわて陽性者登録センター」への登録が必要です。

いわて陽性者登録センター 検索

Webで検索してください。
（9時から17時まで。土日祝日も受付可能）

「いわて陽性者登録センター」に御登録いただきますと、健康サポートを行う「いわて健康フォローアップセンター」に情報が引き継がれます。

この用紙は療養期間の解除まで破棄しないようにお願いします。

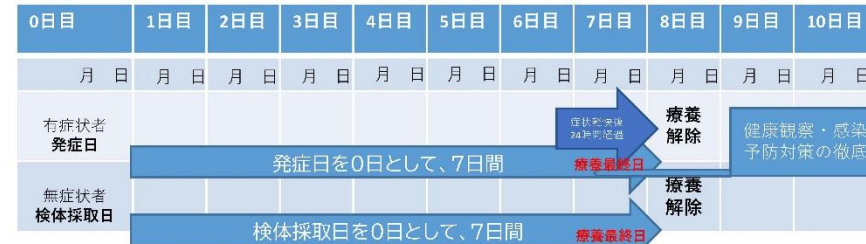
自宅療養中の体調悪化時の相談先

まずは「いわて健康フォローアップセンター」（24時間）
TEL 0000-000-000 に連絡してください。

療養や同居家族などの濃厚接触者の自宅待機の期間などについての詳しい情報は岩手県ホームページでご確認ください。（裏面にも情報が掲載されています。）



陽性の方の療養期間について



【自宅療養解除の基準】

1. 有症状者の場合

発症日（0日目）から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過

2. 無症状者の場合

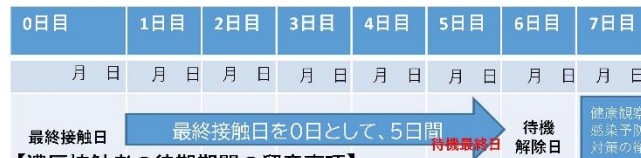
(1) 陽性確定に係る検体採取日（0日目）から7日間経過

(2) 5日目に抗原検査キットによる検査で陰性が確認された場合には、5日間経過

有症状の場合で症状軽快から24時間経過後、無症状の場合には、感染対策の徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差支えありません。

症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態をいいます。（症状がすべて無くなることを必要としません）

同居されている方（家族等）及び濃厚接触者の待機期間



陽性者と同居している場合は、陽性者の発症日または陽性者の発症後に感染対策を講じた日のいずれか遅い方の日を「0日目」とする。

【濃厚接触者の待機期間の留意事項】

待機期間中は期間は不要不急の外出や周囲の人との接触は控えてください。濃厚接触者（同居家族等）としての待機中に発熱等の症状が見られた場合には、医療機関を受診するか、症状等に応じて自己検査を行ってください。

自宅療養中の体調悪化時の相談先

まずは「いわて健康フォローアップセンター」（24時間）
TEL 0000-000-000 に連絡してください。






療養や同居家族などの濃厚接触者の自宅待機の期間などについての詳しい情報は岩手県ホームページでご確認ください。



岩手県における新型コロナウイルス感染症患者の「全数届出」見直しに係る対応について

運用開始：令和4年9月26日

本県は全国一律の「全数届出」の見直しに伴い、下記のと通りの対応を行います。

患者	<p>重症化リスクあり</p>  <ul style="list-style-type: none"> ① 65 歳以上の者 ② 入院を要する者 ③ 重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与又は酸素投与が必要と医師が判断する者 ④ 妊婦 ⑤ 基礎疾患や症状により医師が健康観察を必要と判断した者 	<p>リスク低い</p> <p>左記以外</p> 
	<p>従来どおり医療機関が発生届を提出 (HER-SYS入力)</p> 	<p>発生届の対象外 (HER-SYS入力なし) 陽性者登録センターに患者が自ら登録</p>
	<p>発生届 (HER-SYS) から、保健所若しくは健康サポートセンターが患者のサポートを実施</p> 	<p>陽性者登録センターから健康フォローアップセンターに患者情報を伝達し患者のサポートを実施</p>
	<p>自宅療養者には健康フォローアップセンターがMY HER-SYS若しくは架電で健康観察を行います。</p> 	<p>自宅療養者は体調が悪化した場合などは、自ら健康フォローアップセンターに連絡していただき、サポートを受けていただきます。</p>

※すべての新型コロナウイルス感染症患者の医療費公費負担はこれまで通り継続します。